三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神奈川県相模原市緑区鳥屋字奥野三六二七の一七九、三六二七の一八七、三六二七の一八八（次の図に示す部分に限る。）、三六二七の一九〇、三六二七の一九五、三六二七の二〇四、三六二七の二七五、三六二七の二七七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神奈川県足柄上郡山北町玄倉字日陰畑四九五の五、四九七の イ、四九八、四九九の イ、四九九の二、四九九の三、五〇〇の イ、五〇〇の ロ、五〇〇の ハ、五〇〇の ニ、五〇〇の ホ、五〇〇の ヘ、五〇〇の七、五〇〇の一四、五〇一の三から五〇一の六まで、字向沢五〇三の イ、五〇四の イ、五〇四の ロ、五二一の イ、五二一 の ロ、五二二、五二三、五二四の イ、五二五の イ、五二六のハ、五二六の イ、五二六の ロ、五二七の一、五二七の ハ、五二七の ニ、五三二の二、五三二の五、五三二の六、五三三の一、五三三の二、字立間五四六の ニ、五四七の ロ、五四七の ヘ、五四九の ロ、五五〇、五五七の ハ、五五八の イ の二、五五八の イ の三、五五八の ロ、五五八の ハ、五五八の ニ の二、五五九の ニ、五五九の七から五五九の九まで、五六〇の一、五六一、五六四の ハ、五六四の ニ の一、五六四の ニ の二、五六四の ホ、五六五の一、五六五の二、五六七の ロ、五六七の ハ、五六七の ニ、字小畑平五七九の ハ、五七九の四から五七九の三三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字立間五四六の ニ
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神奈川県足柄上郡山北町平山字古屋敷八一五の一、八一七、八二一、八八九の ロ、八九一、八九二、字長坂八九四の イ の一・八九四の ロ 合併、八九五の ロ、九〇一、九〇二、九一三の イ、九一三の二、九一四から九一六まで、字有城山九七二の イ、九七二の二、九七四、九七七、九七八、九七九の一、九七九の二、九八〇から九八二まで、九八三の一、九八三の二、九八八の イ、九九二の イ、九九三、九九四、一〇〇四、一〇七五の一、一〇七六、一〇七七、一〇七八の イ、一〇七九から一〇八四まで、一〇八五の イ、一〇八五の二、一〇八六の イ、一〇八六の二、一〇八七、一〇八八、一〇八九の一、一〇八九の二、一〇九六、一〇九七の イ、一〇九七の二、一〇九八の一、一〇九八の二、一〇九九、字向山一三一〇の一、一三一〇の二、一三一四、川西字平山二二〇六の一、二二〇九、二二一〇の イ、二二一〇の ロ、二二一一から二二一三まで、谷ケ字太郎ヶ尾一〇三九の一、一〇四〇の イ、一〇七〇の四、字ヌタ一一三五、一一三九、一一四〇の二、一一四七、一一六二、一一六三、一一六五、一一六六、字鳥手山一二一七の四、一二一七の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神奈川県相模原市緑区小原字白澤四八の一、緑区小原大字吉野字大崩二〇九七、二〇九八、二〇九九の二、字喜和田久保二一〇二、二一〇四、二一〇七から二一〇九まで、緑区与瀬字横貝一四四一の二、一四四二の二、一四四二の三、一四四三の一、一四四三の二、字打谷戸一五五八、緑区日連字釜渕平二七五〇、緑区名倉字下千戸沢七七三の一、七八八、七八九の一、七八九の二、七九〇の一、七九九の一、八〇〇（次の図に示す部分に限る。）、八〇五、字上千戸沢一六二三、一六二四、一六二九、字西万戸四五〇〇、字沢奥四五〇一、四五〇二の一、四五〇三、四五〇九、四五一〇、四五一三、四五一九、四五二〇の一、四五二一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大分県由布市・津久見市・竹田市（以上三市国有林。次の図に示す部分に限る。）、由布市・津久見市・竹田市（以上三市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養